

会 議 録

会議の名称	令和２年１月１７日開催政策会議	
開催日時	令和２年１月１７日（金曜日） 午前１１時００分から 午後２時５０分まで	
出席者	区長、宮崎副区長、岡田副区長、教育長（欠席）、世田谷総合支所長、北沢総合支所長、玉川総合支所長、砧総合支所長、烏山総合支所長、政策経営部長、総務部長、地域行政部長、区長室長、生活文化部長、保健福祉部長、都市整備政策部長、会計管理者、教育次長、区議会事務局長	
審議概要	1	「世田谷区交通まちづくり基本計画（中間見直し）」及び「世田谷区交通まちづくり行動計画」（令和２年度(2020年度)～令和６年度(2024年度)）（案）について 道路・交通政策部 【意見等】 ・公共交通不便地域対策について、福祉的な部分との連携の記載がないとの指摘に対し、別紙４の８１ページに他分野の取り組みとして記載しており、取り組み内容は買い物ツアーや移動販売を想定しているとの説明があった。 ・別紙４の８２ページ②新たな交通サービスの活用の検討の考え方について質問があり、パーソナルモビリティなどは現段階では想定していないが、今後の取り組みとして除外するものではないとの説明があった。 ・実証実験や市場テストというより、イベントを利用した試行などをもう少し組み込んでもいいのではないかとの意見に対し、自動運転については、技術革新が進んでいるので、検討、研究という形での記載を検討するとの回答があった。 ・危ないバス停は区内にはあるのかとの質問に対し、現在バス事業者が全バス停を調査中と聞いているとの説明があった。 ・危ないバス停の調査と、危ないバス停が存在すれば、改善のことも含めて追記したほうがよい。 【審議結果】 付議事案を了承とする。
	2	「世田谷区自転車条例」の一部改正（案）について 土木部 【意見等】 ・区の啓発の取り組みとして、条例等で禁止されており、法令上の罰則があることをポスターや広報物などで周知することも必要なのではないかという意見に対し、今後、条例の施行にあわせ適切な時期に周知していくとの説明があった。 ・イヤホンと携帯電話用装置のところに、スマートフォンと入れた方が明瞭である。 ・眼鏡型端末などのウェアラブル端末も含むのかという質問に対し、「等」で括っているため、あえて記載していないとの説明があった。 ・改正内容（９）警察への盗難届提出による撤去手数料免除基準の変更について、撤去された後に、盗難に気付く人もいるのではないかという意見に対し、盗難されていないのにも関わらず、撤去されてから、盗難届を出す人がいるので、どこかで線引きしなくてはいけない。今回の変更で、これまでのトラブルの一部が解消できると考えているとの説明があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。
審議概要	3	世田谷区立区民会館条例の一部改正について 世田谷総合支所 北沢総合支所 玉川総合支所 地域行政部 【意見等】 ・利用料金制度を導入することによるメリットが分かるよう記載すること。 ・上野賀アートホールの利用率向上に向けた取り組みについて記載すること。 【審議結果】 付議事案を了承とする。
	4	（仮称）世田谷区公文書管理条例（案）について 総務部 【意見等】 ・条例とガイドラインの関係性が分かるよう、鑑資料に説明を記載すること。 【審議結果】 付議事案を了承とする。

審議概要	5	(仮称) 上用賀公園施設整備事業基本構想（案）の策定について	スポーツ推進部 みどり33推進担当部
	6	PFI等手法導入の検討（上用賀公園施設整備事業）について	政策経営部
		【意見等】 ・災害時、全区的な需要の中でこの施設を災害対応拠点施設にするという判断を区がした場合、民間事業者の事業予定が変更されることになるが、そうした緊急時の対応を構想案に織り込んでいくかとの問いに対し、「なお、応急対応活動に資する施設であることから、災害時等一定の状況下の際には、区の管理下で運営することを条件として民間活用の検討を進める。」と記載しているとの回答があった。 ・区内でも、上用賀地域とは離れたところで災害が起こった時に、全区的なニーズで使用することもあり、事業者にとっては不利な条件となるため、大きな論点としてこれから議論してほしい。事業手法の検討にもこの視点は入れるように。 ・全体を俯瞰し、上用賀公園施設整備事業の根本となる柱や考え方を固め、その上で、やる気のある事業者を公募したがほうがよい。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	
備考	※主管部課		
所管課 (会議録作成所管)	政策経営部 政策企画課		